

昭和二十四年五月三十日印刷
昭和二十四年五月三十一日発行
委員長 塚本 重蔵君
参議院事務局
印刷者 印刷局

第九部

第五回参議院厚生委員会會議錄第二十二号

(三七)

昭和二十四年五月十二日(木曜日)午後一時二十三分開会

本日の會議に付した事件

○國立身体障害者厚生指導所設置法案(内閣提出)

○船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○適合委員会開会の件

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○厚生保健法の一部を改正する法律案(谷口彌三郎君外三名発議)

○委員長(塚本重蔵君) これより委員會を開会いたします。國立身体障害者厚生指導所設置法案の審議を執行いたします。……國立身体障害者厚生指導所設置法に対する質疑は大回にこれを留保いたします。

○委員長(塚本重蔵君) この際船員保険法等の一部を改正する法律案を議題にするに御異議はございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。船員保険法等の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案の説明をお願いいたします。

○政府委員(渡田信夫君) 只今議題となりました船員保険法等の一部を改正する法律案を御審議せられるに当りまして、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とする所は、漁船乗組員に対する養老年金の受給資格期間を短縮すること、漁船乗組員に対し失業保険任意退避の途を開くこと、陸上の失業保険法に對應して失業保険金の面に若干の改正を加えたこと、最近の傷病給付の状況にかんがみ幾分保険料の引上をしたこと等でありま。

○委員長(塚本重蔵君) 以上を要するに伴い共通の事項について改正をいたそうとするのであります。これを要するに再建途上における我が國の重要産業たる海運、水産の業務に従事する海上労働者に対し船員保険をして現下の実情に即應した有効適切な施策たらしむることを期する次第であります。

これが、この改正法律案を本國會議に提出した理由であります。その概要を御説明申し上げます。

第一に、標準報酬であります。現行におきましては、最低五百円を第一級とし、最高八千円を第三十級となつてゐるのであります。最近の船員給與の実状にかんがみ、これを最低月額二千円を第一級とし、最高月額二万四千円を第十九級として、これを区分し、保険給付の適正を期するとともに、保険給付の安定を図らんとしたものであります。

第二に、保険給付の内容の改善につきます。先ず漁船乗組員に対する養老年金制度の適正化を図つたこととありますが、これは、他の商船の船員とその労働形態を異にし、水産業が一定期間限られた産業であり、且つその労働が極めて過激のため労働力の減退が

激しいこと、又これらの労働者は農漁村定住者であつて、近代化されていまい実状でありますので、現行法の被保険者であつた期間十五年を資格要件とする養老年金を受けるには、著しく不利益になりますので、これを是正するため、一般船員に相当する漁船を除きまして、十年以上十五年未満の者に養老年金を支給することとしたのであります。その支給する年金額は、保険給付等を考慮報酬の二分に相当する額としたのであります。

次に失業保険金の支給日額を陸上の失業保険と同様にいたしました。即ち現行法においては、百分の六十の率を基準として、報酬の低いものにつきます。最高百分の八十まで通算した率で支給し、報酬の高いものにつきます。最低百分の四十まで通算した率によつて支給することになつてゐるのであります。実際の支給状況におきましては、平均百分の五十四・五程度にすぎないのでありますので、今回これを一律に百分の六十の率に改め、失業保険金の実質的増額を図ることと致します。……漁船乗組員の実態が、その業務が一定期間であり、且つ漁船に乗組む以外の場合殆んど、農業に従事するとか、みづから小釣の漁業を営むのであります。近代労働者としての性格を有するものが稀であり失業という実態が非常に少い実体をもつていますので、これらのものにつきましては、労働者の四分の三以上の同意を得ることによつて、失業保険から除

外することと致しました。

第三に、保険料率の改正であります。最近の經濟情勢下におきましては、医療費及び受給率の増加等によつて、傷病給付に対する費用が著しく増高いたしましたのと、船員保険におきましては、船員の災害補償を完全に実施する関係もありまして、適正に迅速な給付をするために傷病給付の保険料率を若干引き上げたのであります。即ち、全部適用を受ける者一・三・二・〇、失業保険金を受けない者一・〇、その他延滞金の額及びその計算方法につきまして、他の社会保険と同様に國稅徴収法に準つてこれを改めまし

た。尚その他の法令の改廃に伴ひまして、法律上の事務的整備を行うこととした次第であります。

以上船員保険法等の一部改正法律案の概要を御説明申し上げたのであります。……以上を速かに御審議の上可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) この際お諮りいたしますが、本法案の審議の慎重を期しますために、運輸委員会との適合委員會を開きたいと思ひますが、運輸委員會に付します適合委員會開催を申入れることに御異議ございせんか。

○山下義信君 運輸関係者の意見を聴取しますことも相当重要だと思ひますが、成るべく会期も切迫しておりますので、適合委員會の運営につきましては、簡単に一つお運びを願うように願ひたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 山下委員の御發言御尤もだと思ひますが、適合委員會開催を今日直ちに開きますか。一應調査を進めてみましょう。

○中平常太郎君 その点ですが、我々は今日初めてこれを見たのであります。……相當長文で一部というけれども大分改正されているようでありまして、今このままで全く研究もしないのに、運輸委員會の方と合同審査をやつたところでどうかと思ひますが、こちらはこちとして一應質疑を重ねて、質疑が要點に相当触れたところで、合同審査といふことをやつてはどうかと思ひますがどうでございましょう。初めから直ぐこのままで運輸委員會と合同審査をするのですか。

○山下義信君 中平委員の御質問御尤もと思ひます。本員は先に適合委員會の運営について希望申し上げましたのは、一應適合委員會を開いて、運輸委員會側において意見のあるところを聴取して、戻つて来ていま中平委員の言うごとく、その運輸委員の意見を参考にしつゝ、本格的な審議をこしらへたという希望を申し上げたわけでありま。

○中平常太郎君 それなら結構です。

○委員長(塚本重蔵君) それでは適合委員會を開くことに御異議ございせんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めて、この旨運輸委員會に申送ります。つきましては本案に對します

第九部 厚生委員會會議錄第二十二号 昭和二十四年五月十二日【参議院】

る審議を次回に留保いたします。

○委員(本重慶) 次に見童福祉法の一部を改正する法律案を議題にしてその審議を続けます。前回に引続き質疑を行います。

○山下義信 前回の残りの質疑を簡単にいたしたいと思います。前回質疑をいたしました点の残りであります。が、見童福祉関係の運営に關しまするいろ／＼の系統の問題であります。大體見童局長の御答弁では、見童福祉司、ケース・ワーカーといふものは非常に重要であるので、そこに大體重点を置きたい、こゝういふ意向であります。この見童福祉司の素質に關しまする資料を提供して貰いたいといふことも申入れておいたのでございますが、この見童福祉司の権限が今回のように改正せられてあります。その点につきまして簡単に説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(小島健雄) 法律上の権限と申す方がよろしうございます。こゝういふ言葉で現わすのが適当かどうかといふことにつきましては問題がござりますけれども、今回の改正案におきましては、見童福祉司と市町村との關係につきまして或る程度の明確なる規定を置いたかどうかといふ意味でその規定を設けたのであります。福祉司の任務としたものにつきましては、従来の見童福祉法に規定されたその條によるのであります。今の市町村長に關する關係につきましては、市町村長の側からと見童福祉司の側から規定した條文を二條ばかり掲げていますのであります。それは主として資料の提出に關係する規定、或いは協力をしなければならぬ、こゝういふような面から市町村長の側からと見童福祉司の側からと、両面から規定してあるのだからでございます。規定の條文はそこに書いてある通りであります。

ばならぬ、こゝういふような面から市町村長の側からと見童福祉司の側からと、両面から規定してあるのだからでございます。規定の條文はそこに書いてある通りであります。

○山下義信 それで市町村長と福祉司の關係であります。協力を市町村長に求める、それから市町村長の側では、見童福祉司に必要な援助を求める、こゝういふだけのことで、福祉司の仕事が十分にできんと思ふ。又市町村長としても今度は見童福祉司の問題について相當責任を負わされてゐる。重要な見童福祉司といふものの關係が、ただこの程度のことでは不満足と思ふ。児童委員に對しましては市町村長は指示をすることができるよう改正案ではなつてゐる。児童福祉司に對して必要な援助を求めるといふよりは、児童委員と同じように福祉司に對して必要な指示ができるように、市町村長にそれだけの指示権と申しますか、指示ができるようにした方が、市町村長としても仕事が一層できよいのではないかと考へるのであります。この点當局はどう考へますか。この程度の改正で福祉司の仕事は十分にでき、且つ又市町村長としても福祉司を活用といひますか、相當の指示ができるとお考へになりますか、どうですか。

○政府委員(小島健雄) 福祉司の任務につきままする具体的な活動要領といふような問題につきましては、これは法律と別個に、我々といひましたし府縣方面に指示したてゐるのであります。ただ法律的規定といひましたし、簡単な條文で極めて簡略化されておるのであります。實際にこの規定に基きます活動の要領とか運営の

問題につきましては、別個に根本的の問題として府縣に對して指示しておるのであります。今お話しする市町村長が見童福祉司に對して指示ができるというふうな規定にしたかどうかといふお話しでございますけれども、この点は現在の下のにおきましては、必ずしも適當といふふうには我々考へていないのであります。福祉司といふものが一應形式的に府縣の吏員でありまして、又活動の實際の人数からいひましたし、先般申上げましたように一郡とか一市といふような相當な廣範圍を担当する關係もございまして、從つて市町村長が見童福祉司に對して指示するといふふうな行き方ではなくて、援助を求めて實際の問題につきまして、困つた問題につきまして児童福祉司に對して協力を求めるといふふうな行き方の方が、市町村長の側からいひましたし、児童福祉司の側からいひましたし、円滑なる運営が却つてできるのぢやないか、こゝういふふうに我々は考へておるのであります。

○山下義信 今の福祉司の運営は別途にやつておるといふことであります。が、よく私も存じております。その運営のつまり施行規則の一部分を今回この法律の中へ入れておる、運営の方でできるならば何れも法律に入れる必要はない。現に第十三條の第二項はそのあたりの省令で作つておる施行規則第六條をそのまゝ持つて來ておるものであるといふことであります。重大だと思つて法律事項にこれを求めるのであります。まあその協力を求めるとか資料を提供するとかいふようなことは互いに助け合ふといふようなことで、意味はよく分るのであります。

けれども、實際におきましてこの一つの制度としましては極めて曖昧であり、これは意見の相違になつて参りますが、私はこの見童福祉司といふものが、そのケース・ワーカーとして重要なならばそのケース・ワーカーを十分市町村長が活用する途を開いてやらなければならぬ。市町村長がこの見童福祉法の完全な末端の事項の今回の改正のごとき相當の任務を負せようとするならば、非常に不備であるといわなければならぬと思ひます。一体この現在の児童福祉司の状況で、これは右の手では児童委員といふものと連絡を持つて行かなければならぬ、左の手では市町村長とも連絡を持つて行かなければならぬ。重大であればこそ左右八方にそれだけの連絡を持たせよう。今回の改正案になつておるわけでありまして、それだけに極めて曖昧であります。今日ではどれだけの児童委員を一人の福祉司で連絡しなければならぬといふような状況になつて参ります。児童委員の数が大體十二万程でしよう。そうすると児童福祉司の数が現在としては三百七十三でありまして、何人の児童委員を一人の福祉司が連絡をするのですか。それから児童委員の協議会が、これはもう各市町村にある、これが一体全部で何ほどの児童委員の協議会がありますか。これはあなたの方の運営の規則によりまして月一回は少くとも開くといふ省令がある。或るべく児童委員の協議会には是非児童福祉司は出席するようにということ、児童福祉司の運営をここに又指示なさつておる。一体毎月一回児童委員の協議会に福祉司は出席ができませんか。児童委員との一体その連絡の

一人当りの数、それから協議会の全國の数、こゝういふものと関連いたしまして、児童委員、児童福祉司の活動ができるお考へになつておられますが、その点どうお考へでありますか。

○政府委員(小島健雄) 今お話しする児童福祉司の数は数万名でございます。児童委員は全國十何万名でございます。従いまして福祉司が活動する場合におきまして、児童委員の眞の協力を得なければならぬ。その目的が達せられないことはお話し通りであります。従いまして我々の氣持をいたしましては、お話しのように児童福祉司は或るべくその児童委員協議会といふものに機會があれば出るように指導いたしてありますが、現在の数によりまして、すべての児童委員協議会に出得るかといふことになりまして、相當困難があることは御承知の通りであります。これは必ず常に出なければならぬといふ意味ではございせん。折角今児童福祉司といふものは、機會があればこゝういふ意味におきまして児童委員協議会に出で、そして本来ならば各家庭を訪問してケース・ワークをしなればならぬ児童福祉司が、児童委員の力によつて小さい問題と申しますか、児童福祉司の力を借りなくても、解決できる問題は解決を願つて、むづかしい問題とかこゝういふ問題につきまして児童福祉司といふものができただけ児童委員に協力してやる、こゝういふ考へ方であります。

○山下義信 児童福祉司の数が非常に少いこと、それからこの職務権限といひますか、その性格が極めて曖昧であります。こゝういふこと、今資料の提供を俟たなければならぬ、私共

でありますというのと、今資料の提供を俟たなければなりません、私共

の仕事は負わせるようにし、而して市町村長が児童福祉法の中においてなし得る点は極めて曖昧であるということはいけなと思う。

例えば修正案の第三十四條の二項であります。これはいろ／＼施設を設置しようとする場合には、届出の義務が負わされて、知事に対して届出でなければならん。又廃止する場合も同様である。何故こういうときに市町村長を経て届出をさせないか。保護を加え

なければならん仕事は市町村長に負わ
せておいて、今度いろ／＼施設を作つ
たりするような場合においては、市町
村長をおつばなして、直接知事に届出
をするということは面白くない。必ず
これは市町村長を経て届出をさすとい
うことを、設置の場合にも廃止の場合
にもさすのが、至当ではないかと思う。
この点どう考えますか。

○政府委員(小島健雄君) これはお説
の通りでございます。法律には、命
令の定めるところにより、その府縣に
届出でなければならんと規定いたして
ありまして、命令によりまして市町村
長を経て届出るように、或いは届出の

様式はこゝろにふりをするということ
を命令で定める……

○山下義信君　それならば了承いたし
ます。続いて第四項ですが、施設の運
営について不備なところがあつたとき
は、縣の吏員が行つて、兒童の福祉に
欠けるところがあると認めるときは、
その施設の設置者に対し、必要な改善
を命ずることができるといふことにな
つておる。これは重大な規定です。いつ
もこゝろの場合においては、臨検検査
と同じようにいふ／＼改善を加えるこ
とになると思う。末端の事務吏員など

が行過ぎということのないようにという非常な注意を立法のときに加えるのですが、こうい場合でも一体この所在地の市町村との関係は、施設のある市町村との関係は、何もしないでいきなり県の吏員が、その施設に改善を命じたりいたしますが、これは市町村内にあります施設と、市町村というものは常に密接な関係を持たなければ、今後こういう改正案の運営はできないのですが、こういつたような重大な施設に対して客観をしよう、監督をしようという場合の、市町村との関係はどうやるつもりでありますか。こういう場合には丁度施設の廃止を命ずるといふようなときに、都道府県の児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬということが、福祉法の中に規定してある。これはなかなかいい規定であると考えております。今回市町村に児童福祉審議会を置くことができることありまして、置くことになるとすれば市町村の

所々の施設に、改葬を命ずるといふような場合には、その市町村の少くとも児童福祉審議会があれば、その意見を聴かなければならんのが、民主的であり至当であると思うのです。こういう第四項を實際に運用して行きます上におきまして、児童局長はどれだけの用意を考えておるのでありますか、伺いたいと思います。

○政府委員(小島徳雄君) 〇説非常に御尤もでありまして、児童福祉法の第四十六條におきまして、改善を命じたるときは、児童福祉審議会の意見を聴くということになっております。今のは届出の場合の改善の規定でございますが、いわゆる児童福祉でない場合であります。そういう問題につきま

して吏員が行つて勝手に直ぐ改善を命ずるといふようなことにつきまして、必ず穩当を欠く場合があることを、我々は十分承知いたしております。従ひまして、實際問題といたしましては、内容によりまして、重大な問題につきましては、今のようない兒童福祉審議会が、ただ市町村の福祉審議会というものが、本法案におきましては義務的に必ず置かなければならぬ規定になつていない關係上、必ず意見を聴いてやるということにつきましては、法の形式上不可能でございますが、或る場合におきまして、意見を聴いて重大な變更を命ずる、その精神につきましては、我々といしまして同感でございます。これは命令で書くか、或いは運用の種々の通牒によつて書きますか、こういうような方法によつて、できる限りそういうような民主的な方法でやつて行きたいと、かように考えております。

○山下義信君　最後に、私はこれです
ま一應総体質問を終りますが、最後に
今回の改正の中のこの重大な点の届出
はですね、里親の届出制度が規定され
ております。非常に行届いた條文が書
かれてありますが、大体において異議
ございませんがね、これを見ますと三
箇月を超えて同居させる意思がある
者、それから二箇月以上同居させて行

こうという考へのある者、そういう者は同居を始めた日から三箇月以内に届出をするように、ここでは市町村長を経て都道府県知事に届出をするというようにする。私はこの点は満足しますけれども、さつきの施設の設定のときもやはり市町村長を経てという意見を出したわけでありますが、こういうこ

とでありまして但し届出の期間内に同居をやめたときは届出をしなくてもよい、こゝういふことに第三十條はなつております。逐條的なことは又他の機会に譲りますが、そゝういたしますと三箇月間同居させた場合は届出をしなくてもいいことに結果はなる。それでは私は届出のこの趣旨に反すると思ふ。でもつと届出の期間を同居を始めた日からもう少し早く届出をするようにしなければすね、三箇月以上同居させるという考へのある者が、その同居を始めた日から三箇月以内にする届出を、それまでに若し同居をやめたら届出をせんでもいいことをするならば、三箇月以上の同居の意思のある者でも、一時三箇月でやめて、そして三箇月でやめた者は皆届出をしなくてもいいということになる。三箇月の同居は無届でもよいという條文の趣旨になつて来る。實際は世間では短期間に兒童を賄使するというよりうな方面は大

夏時分の海水浴とか砂いけ田植時では、三箇月間もいわゆる兒童を酷使するといふような意味において同居させる事例が汎山ありますので、もとと届出期間を短縮する必要があるのでではないかと私は考えるが、その点はどう考えるか。

今一つはその次の項のこれは実に重大である。法律は漢として書いてある

「保護者は、経済的理由により、児童をそのもとにおいて養育したいときは、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならぬ。」と、相談せよと法が命じており、生活困難な者に若しこの相談を受けたら、これらはそれをどういふに受け入れるの

であるか、その相談に應ずるところ用意、どういふふうにならねば對して回答して行くか、取扱うて行くか、それらに對して何といひますか、覺悟があるといふか確信があるといふか、どうやつて行かうといふのであります。この二点を答弁して頂きたいと思ひます。

○政府委員（小島健雄君） 三箇月以内の問題でもう少し期間を短縮するといふような御意見でございますが、もうこの法で大体考えておりますのは、御承知の通り相當子供といふものを長期間に亘つて養育しよう或いは又雇用しよう、こゝういふ考え方でやる場合におきましては、往々にして指導を講じなければならぬといふ問題がありますから、法の規定といたしましては三箇月程度といふことにいたしましたのであります。この程度によりまして大部分の長期に亘つて養育又は雇用しようといふ現在の問題といふものは、大体においてこの規定の中に入るのはないといふのであります。

か。ただし夏の間とは夏休みの期間内にお
きまして預かるという者につきまして
は、この規定に入りませんけれども、
これは法令におきまして罰則を設け
て、届出の義務を課してやるのが適當
かどうかということにつきましては問題
があるというふうに考えておりまし
て、これは或る程度実際問題としたし
ましては指導をやつていった方がい
いのではないか。ところが、

一應いたしたのであります。

それから第二の相談に應じなければならぬという問題につきまして、そのうちいう体制ができていかという問題であります。これは今般のいわゆる栃木縣、福島縣等に関りましたいわゆる人身賣買事件の問題につきまして、問

題は受入れる側に對します。指導監督、同時に子供を出す方面につきまして、果してその子供を仮の家に養育しなければならぬような事情に本當にあるのか。こういう問題につきまして、或いは親の方で非常な從來の慣習に提われて、子供といふものを恰も自分の所有物であるかのごとくに考えて、子供を手離すことを案外簡単に考えて間違ひが起るような場合同もなきにしもあらず。そういう問題につきましては、従ひまして受入れる側の指導監督といふことも重要であります。果して出さなければならぬかといふ事情につきましてもう少し児童委員といふものが眞剣に考へて頂く、こういう意味で必きず相談しなければならぬ。こういうことによりまして若し出する人がありますれば、現在のように過ちに陥り易いブローカーの手を通ずることなく、その児童委員の手を通じたり或いは又他府縣との連絡におきまして、そういう方々に依頼して直接又は養育施設に

いたすとか職業の斡旋をする。こういうふうには正式のルートに乗せるためには一應児童委員というものに相談をするということが一番適切じゃない。こういう場合におきまして、児童委員といましてはたゞく民生委員と兼ねております関係もござい、ますから、或いはその生活方法の適用が妥當であるかどうかという問題につきま

て更に考へて、どうしてもやはり出ずる人があるとするれば、そういうふうな適當な方法によつて、適當な機關を通じて合法的に子供の將來のことを計つてやるということ、が最もこの問題の解決に重要なポイントじゃないか。こういうふうな意味でこの法律に特にこの規定

ますが、いわゆる児童福祉でない場合
であります。そういう問題につきま
もやはり市町村長を経てという意見を
出したわけでありますが、こういうこ
な者に若しこの相談を受けたら、これ
はそれをどういふに受け入れるの
人身売買事件の問題につきまして、問

を置いたのであります。

○山下義信君 大体は今の局長の御答

弁で一應の理由は立つのであります
が、第三十條の規定は、善良な養育の
目的を持って家庭の届出の規定だけで
はなく、他の條項にありまするよう
な、この児童の心身に悪影響を及ぼす
ような行為をさせる目的を以て、不当
な支配下に置いた者を取締ることこ
の三十條の適用ででき得るのでありま
す。でありますから善良な意思で長く
自分方に置いて育ててやうというも
のは、いわゆる俗にいうよい意味の里
親の届出は六箇月遅れようとも、一年
遅れようとも弊害はない。この届出を
させる意思は不良な里親と称する者、
言い換えますと極端な不当な支配下に
置いて児童の福祉に害のあるものを取
締らうとしたのが、届出の條文を入れ
た趣旨であるのでありますから、これ
を離れて届出をさせて早く良否を発見
するのではありません。届出の期間を長く
置けば置く程発見する機会が遅れて來
るのであります。その意味で三箇月
間も後に届出をさせるということとは短
期間の監視者を見逃すことにもなる
し、私は、これは届出期間が長過ぎ
る、こういう意見を申したのでありま
して、これは意見の相違になるかも知
れませんが、今の三項の保護者の経
済的理由等により児童を養育しがたい
ときは相談せよというところは、これは
里親の相談といえは今の局長の答弁で
済むのであります。この法律は里親
にやりたいと思ふときは相談せよとい
うことは書いてない。経済的理由によ
つて子供を養いがたきときは相談に來
い、こりうのです。そうしたらその
相談に対しての回答は、里親にやつた

方がよい、里親を世話しよう、こりう
だけでは回答にならない。そして相談
に以てた者を里親以外の方法でもあの手
この手で援けてやるということも、い
ろいろ相談所なり福祉司なり児童委員
なりがやるのでなければならぬ。あ
なたの答弁によりまして、里親制度だ
けに限つての第二項の御答弁をしてお
るけれども、法律は廣く生活に困つて
子供を養いがたい者は相談に來いと法
律も認めます以上は、相当それに対し
て保護を加えてやる。いろ／＼な方面
の努力というものが計画されてなけれ
ばこの法律に合致しない。廣い意味に
この項がなつておるから、質問いたし
たのであります。これは廣い意味に
解釈しないで、そういうような経済的
な理由によつて里親にやりたいと思ふ
者だけが相談に來い、こりうという趣旨の
立法と、かやうにお考えになつておる
のであります。

○政府委員(小島健蔵君) 今の規定は

経済的理由等により児童をその許にお
いて養育し難いときは相談しなければ
ならぬ、こりう規定であります。従
いましてこれは里親に出すばかりでな
く、無論ここで主として考えなければ
ならぬ問題は、子供を雇用に出すとい
う場合が非常に多いと思ひます。栃木
縣の例を見ましても、五千人以上の例
があるわけでありまして、自分の許に
おいてやらないで他人の下に雇用され
たり働いて貰わなければならぬ、そ
ういふ場合におきましてすべて相談に應
じなければならぬ。こりうわけであ
りますから、我々としたしましては無
論里親に出す場合もある、子供を働
かせなければならぬ、いろ／＼な場合
も全部含めてこの制度を解釈しておる

のであります。この場合におきまして
すべて児童委員に相談して児童委員が
やはり福祉の面からその子供を働か
し出したらいいかどうか。或いは親の許
に置いて養育しがたい場合であつたら
もつとその他の適當な方法があるかど
うかについては、児童委員が活動しな
ければならぬという問題につきまして
は、それは児童委員の制度として考え
なければならぬ當然のことであると考
えます。

○山下義信君 一應こりうして置きま

す。細目は又委員の御質問の後で逐條
的に伺いたい。この点は保留して置き
ます。
○委員(根本重蔵君) はかに御質疑
の方はあります。本案に対してする
質疑を次会に保留して……
○委員(根本重蔵君) これを次会に
保留いたして置きます。

○委員(根本重蔵君) この際国立身

体障害者更生指導所設置法案を議題に
供します。
○谷口彌三郎君 前回国立身障害者
更生指導所の設置につきまして厚生大
臣に属するよりな部分もありました
りますので、厚生、労働大臣と協議の
上、その更生指導所をして職業補導を
委託させるというようなことが必要で
あるという話もあつたので、それに対
しまして修正案を出したいと思ひので
すが、如何でございませうか。
○委員(根本重蔵君) ちよつと、そ
れではこれで質疑を打ち切ることによ
議をこいせんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないも

のと認めます。それでは直ちに討論に
入りたいと思ひますが、御異議ござい
せんか。

○委員(根本重蔵君) それでは討論
に入ります。

○谷口彌三郎君 只今申しましたよう
に、更生指導所に対しては労働大臣
の委嘱を受けて職業補導を行はせ
ることが極めて適切であると思ひま
すので、ここに修正案を出したいと思
ひますが、如何でございませうか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ござい

せんか。
○委員(根本重蔵君) 御異議ないも
のと認めます。それでは原案に対し

のと認めます。それでは直ちに討論に
入りたいと思ひますが、御異議ござい
せんか。
○委員(根本重蔵君) それでは討論
に入ります。
○谷口彌三郎君 只今申しましたよう
に、更生指導所に対しては労働大臣
の委嘱を受けて職業補導を行はせ
ることが極めて適切であると思ひま
すので、ここに修正案を出したいと思
ひますが、如何でございませうか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ござい

せんか。
○委員(根本重蔵君) 御異議ないも
のと認めます。それでは原案に対し
して只今谷口委員から修正案が提出せ
られました。この点を修正することに
御異議ございせんか。
○委員(根本重蔵君) 修正案を可決
いたしました。修正の分を除く他の部
分につきましては、原案通りに可決す
ることに御異議ございせんか。
○委員(根本重蔵君) 御異議ないも
のと認めます。つきましては、本会議
におきます委員長の口頭報告書の内
容は、本院規則第四四條によつて予め
多数意見者の承認を求めることになつ
ておりますが、本案の内容、本委員会
における質疑等の要旨、討論の要旨及
び表決の結果を報告することにして御
承認願ふことに御異議ございせんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないも

のと認めます。それでは本院規則第七
十二條によりまして、委員長が議院に
提出する報告書について多数意見者の
署名を附することになつておりますか
ら本案を可とされる方は順次御署名を
願ひます。
多数意見者署名
谷口彌三郎 山下 義信
中平常太郎 黒川 武庫
今泉 政富 中山 壽彦
姫井 伊介

○委員(根本重蔵君) 署名漏れはな

いものと認めます。ちよつと速記を止
めて……

○委員(根本重蔵君) 署名漏れはな

いものと認めます。ちよつと速記を止
めて……

○委員(根本重蔵君) 署名漏れはな

いものと認めます。ちよつと速記を止
めて……

午後二時三十一分速記中止
午後四時二十四分速記開始

五

第九部 厚生委員会会議録第二十二号 昭和二十四年五月十二日【本議院】

○委員長(塚本重蔵君) それでは請願陳情に引続きまして、優生保護法の一部を改正する法律案、谷口君外議員提出にかかりまする法案の審議を続行いたします。質疑をお願いいたします。……別に発言もございませんければ質疑を終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。これより直ちに討論に移ります。

○山下義信君 私はこの際本案に対しまする修正案の動議を提出したいと存じます。修正案は次の通りでございます。

優生保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條の改正規定を次のように改める。

第四條中「前條の國意を得なくとも」を削り、「申請することができ」を「申請しなければならぬ」に改める。

第十三條第一項の改正規定中第三号を次のように改める。

三 妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮乏するもの

同條第四項の改正規定中「本人が」の下に「心身喪失の状態にあるため」を加える。

第十五條の二の規定を削る。

別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

一 遺傳性精神病
精神分裂病

そういふ病
てんかん

二 遺傳性精神病
顯著な遺傳性精神病質

顯著な性慾異常
顯著な犯罪傾向

四 顯著な遺傳性身体疾患
ハンチントン氏舞蹈病

遺傳性骨髄性運動失調症
遺傳性小脳性運動失調症

神經性進行性筋力縮症
進行性筋性筋萎縮症

筋緊張病
先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障がい
白 兒

魚いんせん
多発性軟性神經纖維腫

結節性硬化症
先天性表皮水疱症

先天性ポリリソリン尿症
先天性手足足趾上角化症

遺傳性視神経縮
網膜色素変性

全色盲
先天性眼瞼下垂

青色きょう膜
遺傳性の難聴又はつば

血友病
強度な遺傳性奇型

五 癡手、癡足
先天性骨欠損症

以上の修正動議を提出いたします。

理由はすでに質疑應答の際申し上げました点で御了承をお願いいたします。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御意見ございませんか。

○中平常太郎君 只今の山下君の優生保護法の一部を改正する法律案に対す

る修正案の中の修正に対して賛成いたします。

○委員長(塚本重蔵君) これより採決に移つて御異議ございませんか。

○堀井伊介君 委員ちよつと……

○委員長(塚本重蔵君) 堀井委員。

○堀井伊介君 優生保護法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成をいたしますが、この際修正案中にもありましたが、強く当局に要望いたして賛成の意を表したいと思ひます。

その一つは第十三條第一項第三号であります。妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮乏するもの、これに対して手術が行われます場合には、貧困者と認められるものに対しては、これに要する薬品、手術手当料といつたようなものを公の負担にして頂きたい。それは生活保護法によつて保護せられていないものでも、その必要であると認められるものにつきましては、医療扶助の方法によつてその運営を図つて頂きたいというのが一つ、今一つは貧しい家庭でもその素質が優良であつて健康体である、いずれも生まれる子が非常に立派な子が生まれるといつたような系統の家庭に属するものに対しては、民生委員でよく調査をいたしまして、そういうものに對しましては生活保護が、別の適当な方法によつて講ずることにしてでも優良な人は出産せしむる。言い換へますと、優良多量と申しましようか、優良な質が多量になることは民族の發展上におきましても、その家庭におきましても共に幸福がもたらされるものでありますから、この辺をよく注意して取扱つて貰いたいということを、施行法の中に

も特に加えて頂きたい。そして指導上運営を過りのないようにして頂きたいということを要望いたしまして賛成いたします。

○山下義信君 堀井議員より本案施行上につきまして強い希望条件をお述べになりました。私共も全く同感に堪へないのであります。この際右希望条件等に対しては政府の所見の陳述を求めたいと思ひます。同時に政府の所見は委員長の本会議における報告の中に十分御表現願ひたいと存するのであります。

○政府委員(三木行治君) 只今本法案を施行するに當りまして、政府当局は特に優生保護法の目的に適うように、たとい貧困なものであつても素質優秀なものについてはできるだけ妊娠中絶をやらないように施行上の注意をやつて貰いたいということ、及び生活困難者が妊娠中絶をやるといふ場合におきましては、適法にやることが決つた場合においては医療扶助等をも適切にやるようにという御注意があつたのであります。この二点につきましては私共十分努力いたしましてさうにいたしたいと思つておるのであります。ただ医療扶助の件につきましては本日担当の政府委員が参つておりますのであります。これらの点につきましては私からよく連絡をいたしまして十分御期待に當りように努力いたすことにいたしたいと思ひます。以上であります。

○委員長(塚本重蔵君) 他に御意見ございませんか。……別に御発言もなければ討論はこれを以て終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めまして直ちに採決に入ります。優生保護法の一部を改正する法律案に対して採決いたします。先ず討論のうちにあつた山下義信君の修正案を議題に供します。山下君提出の修正案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(塚本重蔵君) 全員起立であります。よつて全会一致を以ちまして山下君提出の修正案は可決されました。

次に修正の分を除いた議員提出にかかる法律案全部を採決いたします。谷口彌三郎君外三名の提出にかかる原案について賛成の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(塚本重蔵君) 全員起立であります。よつて全会一致を以て優生保護法の一部を改正する法律案は修正議決せられました。尙本院規則第四百條による本会議における委員長の口頭報告の内容は、委員長にお任せ願ひことは御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。尙本院規則第七十二條によります報告書につきましては、例によつて賛成せられました方の御署名をお願いいたします。

多致意見者署名

山下 義信 中平常太郎
竹中 七郎 今泉 政喜
谷口彌三郎 堀井 伊介
草葉 隆圓 中山 靜彦
○委員長(塚本重蔵君) 御署名漏れはございませんか。……ないものと認めます。それでは本日はこれを以て散会いたします。明日は午前十時より委員会

を開会いたします。日程は公報を以て
お知らせいたします。

午後四時四十二分散会

出席者は左の通り。

委員

塚本 重麿君

理事

今泉 政喜君

谷口彌三郎君

姫井 伊介君

委員

中平常太郎君

山下 義信君

竹中 七郎君

中山 壽彦君

黒川 武雄君

草葉 隆圓君

井上なつゑ君

政府委員

厚生政務次官 浅岡 信夫君

厚生事務官

(保健局長)

宮崎 太一君

厚生事務官

(社会局長)

木村忠二郎君

厚生事務官

(児童局長)

小島 徳雄君

厚生 技官

(公衆衛生局長)

三木 行治君

五月十日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、児童福祉法の一部を改正する法
律案(予備審査のための付託は四
月二十七日)

二、船員保険法等の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
五月六日)

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局